

福岡市バリアフリー基本計画の改定について

福岡市バリアフリー基本計画は、バリアフリー法第24条に定める「移動等円滑化促進方針」及び同法第25条に定める「基本構想」の位置づけを持ち、現計画は国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ令和3年に策定。(目標年次:令和7年度)

国の基本方針が年内に改正予定であり、市バリアフリー基本計画を次のスケジュールで改定する。

1 改定のスケジュール

令和7年12月頃	国の基本方針改正【国】
令和8年3月頃	市基本計画改定素案報告(福岡市バリアフリー推進協議会)【市】
4月	国の基本方針施行【国】
6月頃	市基本計画(案)のパブリックコメント実施【市】
9月頃	市基本計画の改定【市】

2 国の基本方針における主な目標値(案)【目標年次:令和12年度】

施設等	項目	変更内容(令和7年10月パブリックコメント時点)
鉄道	障がい者対応型券売機の設置 拡張改札口の設置	目標値なし → 原則 100%
	車両のバリアフリー化率	総車両の約 70% → 約 80%
バス	バリアフリー化対象ターミナルの規模	利用者数 3,000 人以上/日 → 2,000 人以上/日
	ノンステップバスの導入率	総車両の約 80% → 約 90%
旅客船	バリアフリー化対象ターミナルの規模	利用者数 3,000 人以上/日 → 2,000 人以上/日
	旅客船のバリアフリー化率	総隻数の約 60% → 約 70%
道路	生活関連経路のバリアフリー化率	約 70% → 約 77%
路外駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置基準 新基準※に適合した率	必要数1以上 → 駐車場の規模に応じた必要数※ 目標値なし → 約 35%
建築物	2,000 m ² 以上の特別特定建築物 のバリアフリー化率	総ストックの約 67% → 約 70%
	2,000 m ² 以上の公共建築物工事で 当事者参画を実施した割合	目標値なし → 原則 100%
心のバリアフリー	「障害の社会モデル」の理解度	目標値なし → 約 60%
	障害のある人へ支援をしようとする人の割合	目標値なし → 原則 100%
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合	目標値なし → 原則 100%

3 主な改定内容(検討中)

(1) 本市の整備目標

国の基本方針を踏まえた整備目標等を定める。

(2) 重点整備地区

現在、22の重点整備地区を選定しているが、生活関連施設候補の増加により、重点整備地区の追加・拡大を行う。

○「生活関連施設候補」に追加する施設

- ・旅客施設 …市営地下鉄…櫛田神社前駅 ※重点整備地区内(7.都心部地区)
JR九州 …海ノ中道駅、JR 貝塚駅(令和9年開業予定)
西日本鉄道…桜並木駅 ※重点整備地区内(5.雑餉隈地区)
- ※そのほか、新たに選定条件に合致することとなった施設についても追加

○「生活関連施設候補」の選定条件に追加する施設

- ・官公庁等施設…郵便局(ゆうゆう窓口があるもの)、年金事務所、ハローワーク
- ・商業施設 …複合商業施設(5,000 m²以上の店舗面積を有する施設)
- ・観光施設 …宿泊施設(300室以上のホテル又は旅館)

(3) 「情報バリアフリー」の推進

高齢者、障がい者等が必要とする情報を取得できる環境整備やコミュニケーション手段の充実の重要性を踏まえ、情報バリアフリーについての記載を追加する。

